

指摘・確認事項

- (1) 特別免許状等の活用促進のため、外国人をはじめとした学校外の人材を予め登録し、学校現場のニーズのマッチングのために利用できる仕組み（データベース）を構築することについて、スピード感を持って今年度中に既存の予算により、特区においてニーズのある福岡市などから直ちに実施することを、具体的な制度論を含めて御検討いただきたい。
- (2) 上記データベースの構築について、市町村が主体的に関与するための方策（制度改正など）についても御検討いただきたい。
- (3) 構造改革特区法第19条に規定する教育職員免許法の特例において、市町村の教育委員会が特別免許状を授与できる者は、市町村長が設置認可を行った①学校設置会社または②学校設置非営利法人が当該学校の教育職員に雇用しようとする者、③市町村がその給与または報酬等を負担して当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者とされている。

上記のように対象を学校設置会社などに限定している理由をご教示いただきたい。また、私立学校などにも対象を拡大できないか御検討いただきたい。さらに、市町村による給与・報酬等の全額負担という要件見直しも御検討いただきたい（例えば、普通免許の教員に替えて特別免許の教員を使いたいというケースなど、市町村の全額負担とせず、都道府県の負担とすることも認めるべきではないか）。

（認定件数4件（現在）：①埼玉県深谷市、三重県伊賀市、熊本県南阿蘇村、
③東京都千代田区）

(答)

(1) について

外国人をはじめとした学校外の人材の学校教育における活用を一層進めるため、今年度中に既存予算の活用により、意欲ある自治体等において、外部人材のデータベースの構築、人材の研修、マッチングを一体的に行う取組をモデル事業として実施すべく準備を進めたい。

(2) について

現在文部科学省で検討している外部人材のデータベース構築等のモデル事業については、実施主体を必ずしも都道府県に限定しておらず、意欲ある市町村や民間企業等についても、主体的に関与できる仕組みを検討しているところ。

(3) について

1. 教員免許状の授与は、教員を採用する前提となる公的な資格を公証するものであり、これに関する事務はかつて、全国的な水準や公平性を確保する観点から、国の事務として整理していたが、事務の効率化等の観点から、都道府県教育委員会の自治事務とし、広域的な人事行政を行う都道府県教育委員会が行うこととされている。

2. 一方で、特色ある学校づくりを進める観点から、東京都千代田区等から、地域の特性を生かした教育を行う上で企業人等の地域人材を市町村において活用したいとの要望があり、本特例が措置されたものである。

3. 本特例は、市町村教育委員会において、地域の特性を生かした教育の実施などの特別の事情に対応するため、特別免許状を授与する必要があるときは、その地域の特性を十分踏まえつつ、当該市町村教育委員会が当該市町村内でのみ効力を有する特別免許状の授与権者となることを可能とするものである。

具体的には、特別の事情（地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性、不登校の児童生徒等を対象とした特別の需要、発達障害により特別の指導が必要である児童生徒等を対象とした特別の需要、その他特別の事情）に対応するため、以下の者に特別免許状を授与する必要があると認める場合において、市町村教育委員会による授与を可能としている。

- ① 特区法第12条の規定により市町村から学校の設置認可を受けた株式会社が、当該学校の教員に雇用しようとする者
- ② 特区法第13条の規定により市町村から学校の設置認可を受けたNPO法人が、当該学校の教員に雇用しようとする者
- ③ 市町村が給与等を負担しその教育職員に任命しようとする者

4. 授与対象者を、①②の株式会社及びNPO法人により設立された学校の教員雇用予定者としている理由は、本特例の目的が地域の特性を生かした教育等を行うという特別の事情に対応するものであることから、地域の特性を把握している市町村長の判断で設置認可した学校の教育職員が教育活動を実施するために必要な特別免許状は、当該市町村の教育委員会が責任を持って授与できるようにするためである。

この点、私立学校は都道府県知事が設置認可し所轄するものであり、市町村は当該学校に対して何ら責任を持たない。過去の830特区における市町村による免許状の授与事例を踏まえれば、市町村による免許状授与により何らかの教育上の問題が生じた場合、行政上の責任の所在が問題になる可能性がある。

以上を踏まえると、私立学校が教育職員に雇用しようとする者に対して、市町村が特別免許状を授与することは適当ではないと考える。

- 次に、授与対象者を③市町村が給与等を負担しその教育職員に任命しようとする者としている理由については、本特例が地域の特性を生かした教育等を行うという特別の事情に対応するため、当該市町村内で勤務する者に対し当該市町村内に限り有効な免許状を授与するものであるためである。

市町村立小・中学校等の教職員については、都道府県が任用し、その給与を負担し、市町村を越えた適正配置を行うという県費負担教職員制度がとられているが、本制度は県下全域の教育水準の確保を目的とするものであり、特定の市町村のみに配置される教員を対象とすることは適当ではないと考える。